

申告相談のお知らせ

●問い合わせ

平田村役場 税務課賦課係 ☎55-3113
平田村役場 別棟会議室 ☎55-2859
(申告相談期間中のみ)

令和4年分申告相談受付を、令和5年2月16日から3月15日まで行います。

申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類
次のⅠかⅡのどちらかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

Ⅱ A+B

A 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し

+

B 次のいずれかひとつ

・運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード

②申告相談通知書

前回の申告で、営業・農業・不動産・雑収入・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者は除く）に役場から送付します。送付された方は、持参してください。

③確定申告のお知らせ（ハガキ）

税務署から送付された方は、持参してください。

④印鑑

必ず持参してください。

⑤利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方は持参してください。

⑥源泉徴収票・事業主の支払証明書

給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方は、必ず持参してください。

⑦生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合に必要です。

⑧地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合に必要です。

⑨医療費の領収書

医療費控除を受ける場合に必要です。実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、令和4年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。

⑩セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等

健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和4年中の購入が1万2千円を超えるとき、この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができます。

⑪身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合に必要です。

⑫農業所得の収支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑬免税所得（免税牛）の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。

⑭営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。

⑮金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑯住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。
・請負契約書、売買契約書等の写し
・家屋、敷地の登記簿謄本
・住民票抄本

・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

・源泉徴収票（給与所得等のある方）
・還付金の振込先の口座番号（申告者本人名義）

⑰その他

・令和4年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書等
・令和4年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

令和4年分 申告相談日程表

- 相談期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)
 ○受付時間 午前9時00分～11時30分／午後1時00分～4時00分
 3月1日(水)及び3月8日(水)は、受付時間を午後7時まで延長します。
 ○会場 平田村役場 別棟会議室

月 日	曜日	指定行政区
2月16日	木	小 平
17日	金	西 山 一
20日	月	西 山 二
21日	火	東 山
22日	水	上 北 方
24日	金	下 北 方
27日	月	駒 形

月 日	曜日	指定行政区
2月28日	火	中 倉 一
3月1日	水	中 倉 二
2日	木	永 田
3日	金	小 松 原
6日	月	下 蓬 田
7日	火	打 違 内
8日	水	乙 空 釜

月 日	曜日	指定行政区
3月9日	木	上 蓬 田
10日	金	蓬 田 新 田
13日	月	九 生 滝
14日	火	鴛 子
15日	水	指 定 な し

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は、別の日においてください。

※前回の申告で営業・農業・不動産・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者は除く）に、役場から申告相談通知書を送付します。

※給与所得等の方で年末調整が済んでいない場合は、申告相談においてください。

※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談においてください。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。

申告が必要かどうかのフローチャート

《スタート》

令和5年1月1日現在
平田村に住所がある。

いいえ

平田村への申告は、必要ありません。

令和5年1月1日現在で住んでいた市区町村にお問い合わせください。

はい

収入の種類は？

① 無収入、非課税収入

（遺族年金、障害年金、失業保険、
労災保険、生活保護費、福祉年金など）

② 年金収入が400万円以内

【400万円を超える場合はCへ】

③ 給与収入

④ ①～③以外の収入

（農業、営業、不動産所得など）

①

同居の家族に扶養されている。

【はいの場合はAへ】

【いいえの場合はBへ】※税務課賦課係へお問い合わせください。

②

年金以外に収入がある。

はい

年金以外の所得が20万円を超える。

【はいの場合はCへ】

【いいえの場合はBへ】

いいえ

年金収入が158万円以下である。
※65歳未満（1月1日現在）の人は
108万円以下。

【はいの場合はAへ】

いいえ

医療費・生命保険料・扶養控除など
の所得控除を追加する。

【はいの場合はBへ】

【いいえの場合はAへ】

いいえ

③

下記のいずれかに該当する。
・給与収入が2,000万円以上ある。
・2箇所以上から給与をもらっている。
※年途中で退職・就職があり、就職先
で合算して年末調整した場合は除く。
・勤務先で年末調整をしていない。

【はいの場合はCへ】

いいえ

給与以外の所得がある。

はい

給与以外の所得が20万円を
超える。

【はいの場合はCへ】

【いいえの場合はBへ】

いいえ

下記のいずれかに該当する。
・年末調整の内容に変更がある。
・医療費控除を受けたい。

【いいえの場合はAへ】

はい

源泉徴収票の源泉徴収額が0円である。

【はいの場合はBへ】

【いいえの場合はCへ】

《判定結果》

A 申告の必要はありません。

B 村県民税の申告が必要です。（役場に申告してください。）

※村県民税が非課税であることを要件とするサービスや料金の軽減などを受ける場合は
必ず申告してください。

C 所得税の申告が必要です。

（役場・税務署・ネットで申告できます。）

※農業・営業・不動産所得がある人や医療控除を受けている人は、必ず支出内訳書や医療費控除の明細書（病院、薬局ごと）を作成してきてください。